

九州 3 県合同米国向け焼酎プロモーション事業 業務委託企画コンペ実施要領

この要領は、表記業務に係る企画コンペに参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、受託者を選定する手続に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業概要

(1) 事業名

九州 3 県合同米国向け焼酎プロモーション事業業務委託

(2) 事業（提案）内容

別添「九州 3 県合同米国向け焼酎プロモーション事業仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日（水）まで

(4) 委託上限額

8,900 千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※この金額は契約予定額ではなく、事業規模を示すものである。

※内訳：熊本県 1,000 千円、宮崎県 3,500 千円、鹿児島県 4,400 千円

契約は各県との随意契約となる。（鹿児島県は鹿児島県酒造組合への委託事業のため鹿児島県酒造組合との契約、また熊本県は熊本県貿易協会への委託事業のため熊本県貿易協会との契約）

※鹿児島県からの蔵元及びゲストシフトの旅費については、契約金額に含むものとする。

2 参加要件

(1) 単独事業者による参加企画コンペに参加できる単独事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 法人格を有すること。

イ 自治体及びこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。

ウ 次のいずれにも該当しないこと。

a 熊本県、宮崎県、鹿児島県及び各県内の市町村から指名停止の措置を受けている者

b 熊本県、宮崎県、鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

(2) 共同企業体（JV）による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同企業体による参加を可とする。本企画コンペに参加できる共同企業体は、次

に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同企業体の全ての構成事業者が、法人格を有すること。

イ 共同企業体の全ての構成事業者が上記（１）の条件を全て満たしていること。

ウ 本企画コンペにおいて、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

3 事業者の選定

企画の内容、妥当性、目的達成度合い、執行管理体制、経費見積等について審査し、選定する。

4 企画コンペの実施方法等

（１） 質問書の提出について（希望する場合のみ）

ア 提出書類 質問書（第２号様式）

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出期限 令和８年１０月２３日（金）１７時（日本時間）まで

エ 質問に対する回答

質問書の内容及び回答は、企画コンペ参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

（２） 参加意思表示書の提出について

ア 提出書類 参加意思表示書（第１号様式）

イ 提出方法 電子メール

ウ 提出期限 令和８年１０月２３日（金）１７時（日本時間）まで

（３） 企画提案に必要な書類の提出

ア 提出期限 令和８年１１月４日（水）１７時（日本時間）まで

イ 提出方法 電子メール（PDF データ）

ウ 選定方法

書類審査（一次審査）を実施し、選定された企画提案について、下記のとおりプレゼンテーション（最終審査）を実施する。

企画コンペに参加した事業所の中から、特に内容等が優れたものと随意契約により委託契約を締結する。

○書類審査（一次審査）の結果通知日

令和８年１１月６日（金）

○プレゼンテーション（最終審査）

a 実施日 令和８年１１月１０日（火）（日本時間）

※事業者ごとの時間については、改めてお知らせします。

b 実施場所 オンライン

エ 企画提案に必要な書類

(a) 企画提案書（九州３県合同米国向け焼酎プロモーション事業仕様書に基づく具体的実施案）

(b) 参考見積書

正式な見積書については、企画コンペの結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

(c) 実施スケジュール、実施体制図（スタッフ体制）

(d) 類似の実績（過去３年以内における主な実績）

(e) 共同企業体にあつては、構成事業者の業務分担のわかるもの。

(f) 会社概要

※ 共同企業体の場合は、構成事業者全てのもの。

(g) 共同企業体（ＪＶ）協定書（予定案で可）：任意様式

５ その他

- (1) 当事業による成果物の権利（著作権、著作権等）は熊本県、宮崎県、鹿児島県（鹿児島県酒造組合）に帰属するものとする。
- (2) 提出した書類は返還しない。
- (3) 企画提案に要する一切の費用は各社負担とする。
- (4) 著作権法等法令に抵触しないこと。
- (5) 選定結果については、全参加事業者に連絡する。
- (6) 決定した業者と業務打合せ（必要に応じて提案された企画の修正・変更）を行い、委託契約を締結する。なお、契約手続きに要する費用は、受託者負担とする。
- (7) 本要領等に関する質問は、電話又は電子メールですること。
- (8) 採択後、事業実施に際し、事業実施者と協議の上で、適宜内容の改善が図られる場合があります。

６ 書類等の提出先 ※以下のいずれかに提出

○熊本県

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

熊本県 販路拡大ビジネス課（担当：山口）

電 話：096-333-2349

F A X：096-385-8555

E-mail：yamaguchi-t-de@pref.kumamoto.lg.jp

○宮崎県

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県 国際・経済交流課 物産・海外展開担当（担当：川崎）

電話：0985-26-7113

F A X : 0985-26-7327

E-mail : kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

○鹿児島県

〒892-0836 鹿児島市錦江町 8 番 1 5 号

鹿児島県酒造組合（担当：川寄）

電 話：099-222-1455

F A X：099-224-9764

E-mail : kagoshima01@honkakushochu.or.jp